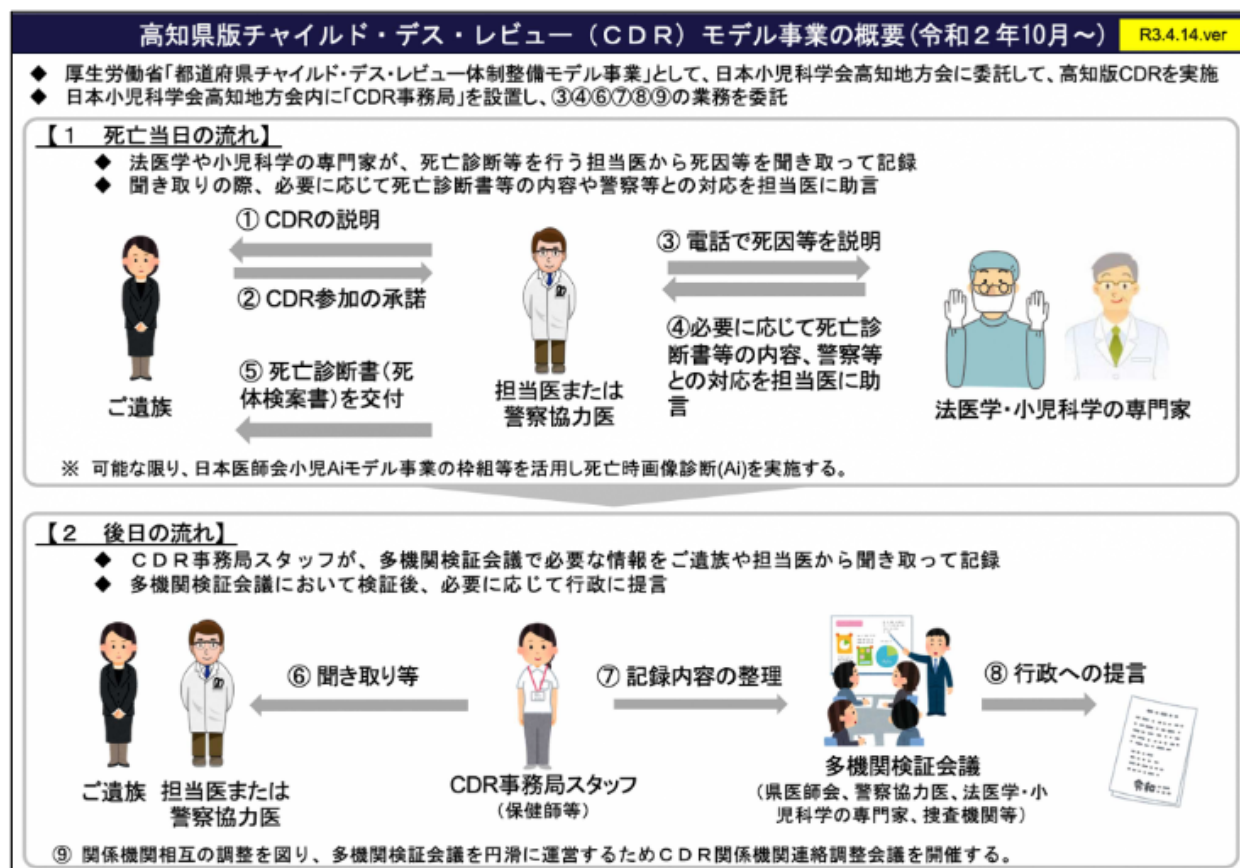


事例7：高知県

1. 情報管理・利用について

高知県における死亡情報の収集及び管理については、以下の体制図に沿った形となる。



※高知県 CDR モデル事業の概要

事業実績報告書より一部抜粋

- ご遺族の承諾がありかつ主治医から連絡があったすべての事例について、法医学の専門家が、死亡調査票基本票を作成。
- 追加票（医療機関外情報）は作成せず。
- CDR 調査員が必要に応じて家庭訪問などをし、ご遺族のグリーフケアをするとともに、死亡状況を聞き取る。
- CDR 調査員は、法医学の専門家が主治医から聞き取った調査票の情報、CDR 調査員が把握した情報を台帳入力。（死亡小票に関して：県健康対策課員が各保健所執務内で複写した死亡小票の複写書類をデータ入力し台帳を作成予定だが、今年度はモデル事業実施期間との重複なし。）
- 台帳はセキュリティーの保たれた部屋で独立した PC に保存。

2. 活動スケジュール

		2020年									2021年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施体制及び協力体制の構築													
	事務局体制（事業立ち上げメンバーの決定）							○	○	○	○	○	○
	個人情報保護に関する協議					○							
	事業委託先の選定						○						
	CDR 関係機関連絡調整会議						○						
	打ち合わせ会						○	○	○	○	○	○	○
	実施要項など文書作成						○						
情報の収集・管理等													
	死亡小票事前審査開始・承認						○						
	小児死亡症例台帳作成開始							○	○	○	○	○	○
	死亡調査票収集開始							○	○	○	○	○	○
	個人情報審査会準備・開催・承認												
	情報管理における具体的な対応							○	○	○	○	○	○
検証、対応策の提言													
	検証症例の選定											○	○
	個別検証（初回）												○
	概観検証（初回）												○
	提言を目的とする会議体の設置												○
	提言取りまとめ・提出												○

※事業実績報告書より一部抜粋・改編

3. モデル事業関係者一覧

(1) CDR 関係機関連絡調整会議

- 大学教授（小児科、法医学）、県内主要病院の小児科部長、県医師会役員から構成
- オブザーバーとして県健康対策課長、県警検視官室長、地検検事

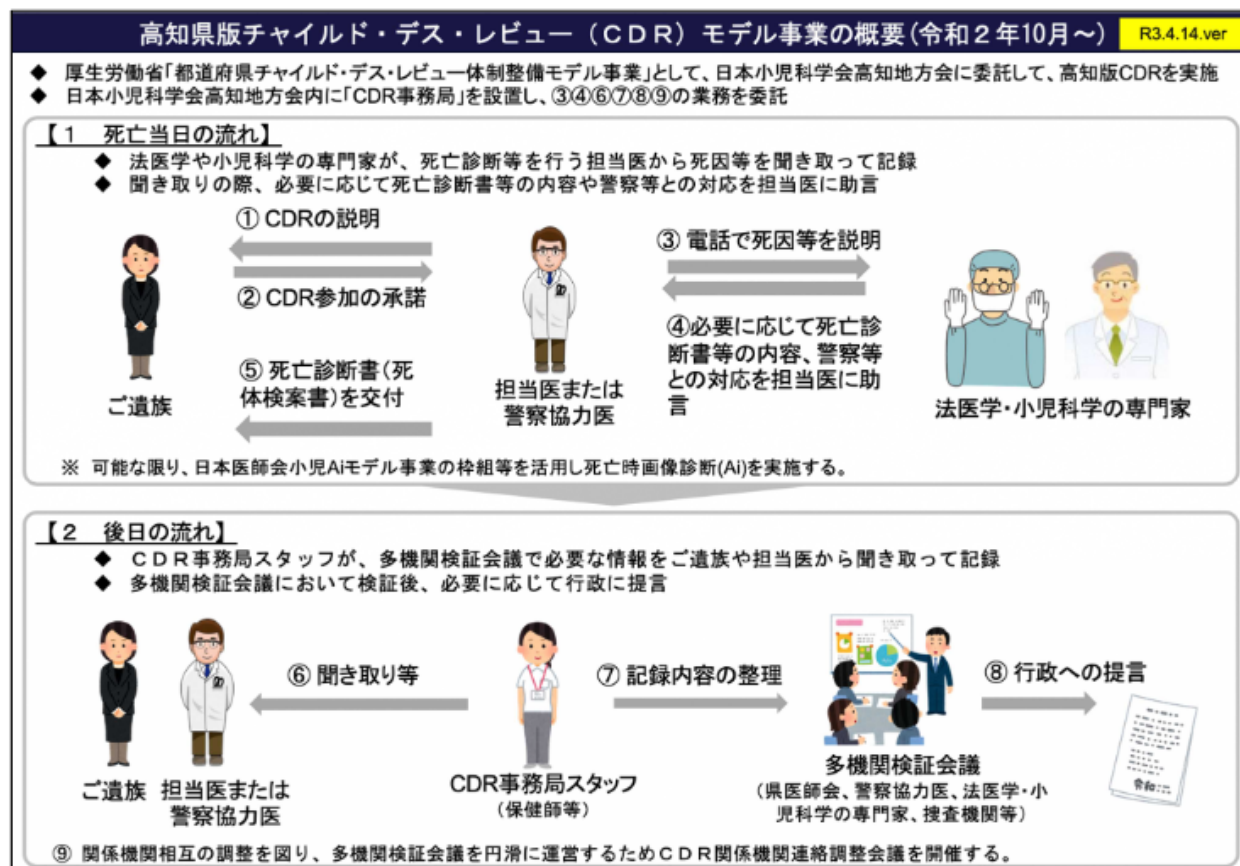
(2) 多機関検証委員会（個別検証・概観検証） 10 名

- 医療機関
- 消防
- 児童相談所
- 警察など

(3) CDR 事務局

- CDR 調査員（専任（保健師）1 名、兼務（医師）2 名）
- 事務局は高知大学小児科学教室内

4. 体制図



※再掲：高知県 CDR モデル事業の概要 事業実績報告書より一部抜粋

- ① 死亡診断書（死体検案書）を交付する医師が CDR の意義をご遺族に説明。
- ② ご遺族より事業協力の承諾を文書で取得。可能な限り死亡時画像診断を実施し、死因情報を把握。
- ③ 死亡診断書（死体検案書）を交付する医師が、火葬前に法医学の専門家に電話連絡（24時間体制）。
- ④ 法医学の専門家が死亡診断書等の記載方法や警察への届け出などについてアドバイスをするとともに調査票を記載。
- ⑤ 死亡診断書（死体検案書）を交付。
- ⑥ CDR 調査員が必要に応じて家庭訪問などをし、ご遺族のグリーフケアをするとともに、死亡状況を聞き取る。
- ⑦ CDR 調査員は、県健康対策課員が各保健所執務内で複写した死亡小票の複写書類をデータ入力し台帳を作成。台帳はセキュリティーの保たれた部屋で独立した PC に保存。法医学の専門家が主治医から聞き取った調査票の情報、CDR 調査員が把握した情報、人口動態調査をまとめ、多機関検証会議で検証しとりまとめる。
- ⑧ とりまとめ内容については、県健康対策課に提出。

5. 活動内容詳細

(1) CDR モデル事業の実施に関連した基盤

- 県健康対策課内に周産期・母子保健推進室が設置されており、高知版ネウボラを推進。
- 母子保健に加え、死因究明にも関心の高い関係者の多い環境であった。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- モデル事業開始に先立ち、県法務担当と相談したところ、県個人情報審議会（審査会）は不要とのことであった。なお、まだ CDR が法制化されていないこともあり、ご遺族からモデル事業への協力にかかる承諾書を得ることとした。
- 県庁担当課長が関係機関を訪問し、モデル事業の目的や趣旨を説明して回った（2 週間程度）。
- NHK やメディアックスにおいて、高知県 CDR についての報道がなされた。
- 県庁 HP に、モデル事業の概要が掲載されている。

(3) 関係者の巻き込みとその工夫

- 県から県内全ての病院、診療所に高知版 CDR について通知した。
- 関連病院小児科部長会などでも説明。

(4) 死亡小票利用の有無とその取扱いについて

- 死亡小票は過去 3 年分（平成 29 年 6 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日まで）を入手し、県内小児死亡の傾向を把握することとした。
- 次年度以降は、死亡小票と死亡調査票の突合を検討している。

(5) 検証の進め方（スクリーニング、多機関検証委員会（個別検証・概観検証））

- 検証会議は完全非公開とし、警察等からも捜査が行われていない事例について情報を得た。
- スクリーニング、多機関検証委員会（個別検証・概観検証）いずれも、同日開催された。

(6) 政策提言への流れ

- 検証会議でとりまとめられた提言を委託事業の成果物と位置づけ、県健康対策課で受理、後日成果物を公表予定。

(7) その他

- 可能な限り、日本医師会小児 Ai モデル事業の枠組みを活用し、死亡児画像診断（Ai）を実施。

- ①死亡当日に主治医が法医学の専門家に電話で概要を説明すること、②CDR 調査員（保健師）を配置し、必要に応じて家庭訪問などを行うことが高知県 CDR の特徴であり、国において CDR の制度化を検討する際の参考とできるよう実証的なモデル事業を行った。